

商 標 権	判決年月日	令和元年 9 月 1 8 日	担 当 部	知財高裁第 3 部
	事 件 番 号	平成 3 1 年(行ケ)第 1 0 0 3 4 号		
○ 指定役務を「建築工事に関する助言，建築物の施工管理，建築設備の運転・点検・整備」等とする「アンドホーム」（標準文字）から成る登録商標について，同商標の使用の事実が認められるとして，商標法 5 0 条 1 項に基づき「建築工事に関する助言，建築物の施工管理，建築設備の運転・点検・整備」についての商標登録を取り消した審決を取り消した事例。				

（事件類型）審決（取消・成立）取消 （結論）審決取消

（関連条文）商標法 5 0 条 1 項

（関連する権利番号等）商標登録 5 6 3 9 8 7 9 号

判 決 要 旨

- 1 本件は，指定役務を第 3 7 類「建築工事に関する助言，建築物の施工管理，建築設備の運転・点検・整備」（取消対象役務）等とする「アンドホーム」（標準文字）から成る登録商標（第 5 6 3 9 8 7 9 号。本件商標）について，商標法 5 0 条 1 項に基づき，その指定役務中，第 3 7 類「建築工事に関する助言，建築物の施工管理，建築設備の運転・点検・整備」についての商標登録を取り消した審決の取消訴訟である。

本件の争点は，要証期間内における本件商標の使用の事実の有無であり，具体的には，主に，本件商標の通常使用権者である第三者（本件使用者）が取消対象役務について本件商標を使用していたか否かである。

- 2 本判決は，審決と異なり証拠の信用性を肯定し，それを踏まえた事実認定をした上で，次のとおり判示して，審決を取り消した。

- (1) まず，本件使用者の提供した役務が，取消対象役務のひとつである「建築工事に関する助言」に該当するか否かについてみる。

「建築工事に関する助言」は，本件登録出願時の商標法施行規則別表（平成 2 4 年経済産業省令第 5 8 号による改正前のもの。）第 3 7 類 2 に定める「建築工事に関する助言」を意味するものと解される。そして，この「建築工事に関する助言」は，その文言上，施工主である注文者に対する助言をも含み得るものであるところ，その助言の対象を，工事現場における足場の組方や施工手順などといった工事業者に対する助言に限定すべき根拠は見当たらない。

本件使用者の役務提供の態様は，注文者らの要望を建築工事に反映させ，また，その当然の前提として，注文者らと協議をし，建築物やその工事の進行等に対してアドバイスをしたというものであって，この行為は，「建築工事に関する助言」に該当するといえる。

- (2) 次に，商標法 2 条 3 項 3 号及び 4 号の該当性についてみると，本件使用者は，注文者（役務の提供を受ける者）らに対して，建築工事に関する助言という役務を提供す

るのに当たり、注文者らの利用に供するものである本件資金計画表に「アンドホーム」という標章を付し、更にそれを用いて、その作成日付頃に、建築工事に関する助言という役務を提供したものであるから、これらの行為は、商標法2条3項3号及び4号に該当するといえる。

- (3) これに対し、被告は、本件使用者が本件商標を使用して工事請負契約を請け負った後、実際に建築工事を開始した時点では、「シンプルハウス」へと屋号を変更していたことなどをもって、取消対象役務を「アンドホーム」の名称にて提供していないと主張する。

しかしながら、ここで問題としている役務は、本件使用者が、本件資金計画表や建築図面を用いて注文者らと打合せをし、注文者らの要望を反映させる当然の前提として、注文者らに対して助言をしたという行為なのであって、これらの行為が行われたのは、本件資金計画表が作成された頃のことであり、これが屋号変更前であることは明らかである。したがって、被告の主張は失当である。そして、本件資金計画表を用いた助言行為の時点では「アンドホーム」との標章に対する業務上の信用が発生したといえ、その後、本件使用者が「シンプルハウス」との名称に変更したとしても、かかる信用が、直ちに保護に値しなくなるものではない。

- (4) したがって、通常使用権者である本件使用者が、要証期間内に、日本国内において、取消対象役務のひとつである「建築工事に関する助言」の役務について、本件商標を使用したと認められる。